

軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会 会議録

1. 開催日時 令和7年6月25日（水）

14：00～16：45

2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 大講堂

3. 出席者

委員：部会長、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、
F委員、G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、
L委員、M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員、
R委員、S委員、T委員、U委員、①委員、②委員、
③委員、④委員、⑤委員、⑥委員、⑦委員、⑧委員、
⑨委員、⑩委員、⑪委員

理事者：副町長

事務局：事務局A、事務局B、事務局C

4. 協議事項

- (1) 自然保護対策要綱等の改正概要の修正について
- (2) 自然保護対策要綱等の改正について
- (3) 自然保護対策要綱等の施行期日について
- (4) 「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」について
- (5) 「照明の設置方法・配光」について
- (6) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の一部改正について
- (7) その他

5. 傍聴人数 12名

6. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局A】（●●●●●●●）

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】（●●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を開催いたします。

軽井沢町自然保護審議会条例第8条第6項の規定により、同条例第6条を準用します本部会は、委員40名のうち、出席者32名でござ

【所属団体K】（●●●●●●●●●●）の【M委員】（●●●●●●●●●●）。

【所属団体 L】（●●●●●●●●●●）の【N 委員】（●●●●●●●●●●）。

続きまして、専門委員の皆様をご紹介します。

【所属団体M】 (●●●●●●●●●●●●●●●●) の【〇委員】
(●●●●●●●●)。

【所属団体N】（●●●●●●●●●●●●●●●●●●）の【P
委員】（●●●●●●●）。

【所属団体○】(●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●)の【Q
委員】(●●●●●●●●)。

【所属団体 P】（●●●●●●●）の【R 委員】（●●●●●●●●●●）。

【所属団体Q】（●●●●●●●●●●●●●●●●）の【S委員】
（●●●●●●●●●●）。

【所属団体 R】（●●●●●●●●）の【T 委員】（●●●●●●●●）。

【所属団体S】(●●●●●●)の【U委員】(●●●●●●●)。

【U委員】（●●●●●●●●）は、本部会の部会長でございます。

続きまして、町職員の委員をご紹介します。

【所属①】（●●●●●●●●●●）の【①委員】（●●●●●●●●）。

【所属②】 (●●●●●●●●) の【②委員】 (●●●●●●●●●●)。

【所属③】(●●●●●●●●)の【③委員】(●●●●●●●●)。

【所属④】（●●●●●●●●●●）の【④委員】（●●●●●●●●）。

【所属⑤】（●●●●●●●●●●●●●●）の【⑤委員】（●●●●●●●●）。

【所属⑥】（●●●●●●●●●●）の【⑥委員】（●●●●●●●●）。

【所属⑦】（●●●●●●●●●●●●●●）の【⑦委員】（●●●●●●●●●●）。

【所属⑧】（●●●●●●●●）の【⑧委員】（●●●●●●●●●●）。

【所属⑨】(●●●●●●●●)の【⑨委員】(●●●●●●●●)。

【所属⑩】 (●●●●●●●●●●●●) の【⑩委員】 (●●●

●●●●●)。

【所属⑪】(●●●●●●●●●●)の【⑪委員】(●●●●●●●●●●)。

以上となります。

続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

【副町長】(小林 信嗣 副町長)です。

事務局になりますが、【事務局B】(●●●●●●●●●●)、【事務局C】(●●●●●●●●●●)になります。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

【事務局B】(●●●●●●●●●●)でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

なお、この検討部会が属します自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者の人数報告と、報道関係の社名報告を行う運用とさせていただきたいと思いますので、併せましてご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は12名でございます。

続きまして、報道関係者でございますが、【報道機関】(●●●●●●●●●●)にお越しいただいております。傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にしてくださいとともに、会議中はお静かに願います。

また、この検討部会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行い公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてく

ださい。

【事務局 A】（●●●●●●●）

それでは、続きまして、【副町長】（小林 信嗣 副町長）より、あいさつを申し上げます。

2. 副町長あいさつ

【副町長】（小林 信嗣 副町長）

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

4 月から副町長として就任しました。特命事項の一つでもあります、「自然環境の保全と再生」を担当しております。よろしくお願いいたします。これまで皆様には 3 回にわたり自然保護対策要綱の見直しについてご審議をいただいております。本日の部会は、これまでの議論の一区切りとなるだけでなく、条例改正に関する議論も含む重要な会議となっております。各委員におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますよう祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

3. 部会長あいさつ

【事務局 A】（●●●●●●●）

続きまして、【部会長】（●●●●●●●●●●）より、ごあいさつをお願いいたします。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

少し自己紹介を兼ねて、話をしたいと思います。まずは、今日の協議事項ですが、私の提案もあって、事前に委員の方に資料をお送りしています。中身のある議論をしたいと思っています。それから、全国で非常に有名な町ですから、この町の方針がおそらく将来の日本に影響すると思います。そうしたことから、事前に準備をしていただいた上で議論したいと思っています。基本的には十分時間をかけて議論したいということで、打ち切りということはないんですが、16 時以降に予定を組んでいる人もおられると思いますから、2 時間程度で終わりたいと思います。それで、懸案事項があれば、場合によっては次回に持ち越したいと思っています。

簡単に自己紹介を兼ねて挨拶を申し上げたいと思います。元々、瀬戸内海の沿岸の岡山の出身でございまして、全く軽井沢のような高地とは別で、海の側の漁村で大きくなりました。たまたまご縁があって軽井沢のお仕事をしていますが、委員の方から貴重なご意見を頂戴して、とても勉強になっています。お世辞拔きに非常に勉強になっております。私自身は33年間、裁判官とそれから法務省の検事をやっています、同時に早稲田と立教で教えていまして、色々聞くと、そういう二刀流は初めてだということのようです。裁判官をしながら、検事しながら大学でも教えていたということです。去年1度早稲田の授業が終わったんですが、また今年から地元の千葉大学の大学院で教えています。そろそろ卒業したいなと思うんですが、まだまだ若い連中との縁が切れないようです。あと、この委員の方々のご意見を聞くと、非常に軽井沢を愛しているなど感じております。軽井沢愛が強いなと思って、さすがだなと思っております。いろいろな意見があっても結構ですが、40人ぐらいいると違った意見が出るのは当たり前です。しかし、最大公約数として、軽井沢にとって、何がいいのかを考えていただきたいです。皆さんのバックグラウンドを見ると、場合によっては業界団体のような意見を言われる人もいますけども、それを離れて、軽井沢のために何がいいんだろうという議論をしてほしいと思っています。場合によってはご指名をしてご意見を聞くかと思いますが、その時には、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っています。ただ、一人ひとりが長々と話されると、他の人のご意見を頂戴する時間がなくなるものですから、要旨を言っていただいて、16時頃には終わりにしたいと思っています。余分なことを言いましたが、それでは、次第に従って、皆様のご意見を聞いてみたいと思います。

協議事項の「(1) 自然保護対策要綱等の改正概要の修正」についてですが、順番に事務局からご説明いただいて、皆様のご意見を聞いて、場合によっては3分の2以上の採決が必要かと思っています。それでも、議論が終わらない場合は、次回に持ち越してもいいと思います。ただ、いつまでも引き延ばすことができないものですから、どこかで結論を出したいと思っています。ちなみに、私も学者の端くれですから、全国の地方自治体の条例に罰則規定があるかを調べてみました。そんなに多くはないけども、結構あるんですよ。私が知っている範囲では、全国で30ぐらいありまして、その中で環境関係は7市町村あります。これは去年の段階ですが、場合によっては、拘禁刑を科しているところもあるんです。拘禁刑プラス罰金という

結構厳しいのも、多くはないけれどもあります。千葉県酒々井町には自然保護条例があって、罰則を設けています。これも参考に、次回以降に条例化についての議論をしていきたいと思います。では、説明をお願いします。

4. 協議事項

(1) 自然保護対策要綱等の改正概要の修正について

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

前回の部会から、パブリックコメントの意見を踏まえた修正と、事務局で再確認を行っていく中で、こちらの方が適切だったなと思うところや誤りだったなというところがありましたので、今回修正しております。その修正点についてご説明をしたいと思います。まず、『資料1』になります。9ページの「建築物の屋根の勾配」でございます。従前は、商業地域以外の地域では10分の2以上の勾配を取るよう規定しているとして書いていましたが、商業地域においても屋根勾配を定めているため、その内容を追加いたしました。次の10ページをご覧ください。左上の「現行」の箱をご覧くださいと思いますが、今申し上げた通り、商業地域内の勾配規定が抜けておりましたので、そちらを追加しております。また、今回、屋根の規定に関して修正がございます。従前は、「少なくとも外部（敷地外）の2方向から、屋根の勾配10分の2以上を視認できること。」と規定しておりましたが、複雑な形態ではない、一般的な建築物でも屋根が複数に分かれていたりします。そういったものがある中で、「2方向」に限定してしまうと、一般的な建築物がこの規定を満たせなくなることが考えられますので、「2方向」という言葉は削除させていただきたいと思います。修正後は、もう少しシンプルな表現にさせていただきます。そして、「外部（敷地外）から、屋根の勾配10分の2（商業地域内は10分の1）以上を視認できること。」にさせていただきたいと考えております。

13ページをご覧ください。「集合住宅等の定義の明確化（分譲ホテルの取扱い）」でございます。現在の集合住宅等の定義は、「共同住宅若しくは長屋（兼用住宅を含む。）又は同一棟内に独立して住宅（別荘・分譲ホテル）の用に供せられる部分が2以上ある建築物をいう」としてありますが、赤字の部分にあるように「住宅のように供せられる部分」が何であるか不明確であるということから、それを明確化しようということで、下の箱にありますように、住宅の

ように供せられる部分とは、「浴室、便所及び台所（簡易な流し台のみのものを含む）」のことをいうとしたところでございます。浴室、便所、台所の３点セットがあるものが「住宅のように供せられる部分」とであるとさせていただきましたが、「簡易な」という言葉がいらないだろうと考えました。結局、簡易だろうと簡易でなかろうと流し台は流し台であることに変わりはありませんので、単純に「流し台のみを含む」というように修正させていただきたいと思っております。また、その下の箱でございますが、緑字の部分を削っております。なぜかと申しますと、同じ内容がすでに前の方で出てきますので、重複した部分を削りたいと考えています。出てきている内容は、スクリーンで言いますとここの部分になります。「同一棟内に独立して住宅」というところです。「独立」という内容がすでにここで明記されていますので、「住宅のように供することが可能な部分が独立しており」と内容が重複しています。また、緑字で「建物内部で行き来できず」とありますが、先ほど申し上げた「同一棟内に独立して住宅」というところで全て読み取ることができます。こうしたことから、今回、黄色マーカーの部分を削除したいと考えています。

続きまして、15ページの「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」について、説明したいと思っております。こちらは、パブリックコメントでの意見を踏まえて修正したいと考えているところでございます。まず、修正のポイントですが、従前は、保養地域の600㎡を全て1,000㎡に、また、括弧書きにあるように、大規模開発行為などの場合は保養地域で2,000㎡、居住地域と集落形成地域は500㎡に改正するという内容でしたが、そこを修正させていただきたいと思っております。修正内容としては、保養地域の総戸数9戸以下については現行の600㎡の規定を維持したいと考えております。その理由ですが、『参考資料』をご覧ください。7ページの1番左の列に37という数字があるかと思っております。この37以降で「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」に対して34件の意見がありました。ざっと、どのようなご意見があったかご紹介させていただきます。「このような改正が行われた場合には集合住宅が建てにくくなって、買われずに放置されてしまう。それよりは素敵な共同住宅が建った方がより町の価値が向上するのではないか。この改正が行われれば、所有地の資産に大きな影響を与えてしまう。過剰な規制だ。事業地におけるマンション建設が今回の改正によって困難になり、収益確保のために土地の細分化が進む。資産価値が非常に下落する。財産権の侵害になるの

ではないか。」というようなご意見がある中で、今回修正をさせていただきたい理由に関係するご意見を紹介させていただきます。9ページの1番左の列で45をご覧ください。ご意見の内容を私の方でまとめて紹介させていただきます。「今回の改正が行われれば、経済的利益を生むことが非常に難しくなって事業を断念せざるを得なくなり、そうすれば、人口減少につながって町は衰退化していくのではないか。こうした規制が行われれば、移住をされる方がいなくなってしまい、若い世代の方の流入の妨げになってしまう。そうすると町が活性化しなくなる。価格が高騰することによって超富裕層の一部しか住めなくなる。価格が高額化して、軽井沢を愛する人がなかなか住めなくなって、新陳代謝というものができないのではないか。」そのようなご意見をいただく中で、町としても、若い世代の住むアパート不足については課題を持っております。これは従前から申し上げてきた課題でございます。そうしたこともありまして、今回、先ほど申し上げた通り、総戸数9戸以下の集合住宅については現行の規定を維持する修正を行いたいと考えております。もう1つの修正について説明させていただきます。括弧のところで、保養地域における「大規模開発行為2,000㎡／戸」と居住地域・集落形成における「事業地3,000㎡以上500㎡／戸」を削っております。それでは、『参考資料』の19ページをご覧ください。67です。内容を読み上げさせていただきます。「「改正」箇所の改正数値の下に「カッコ書き」がありますが、「カッコ書き」に記載されている内容については当初は審議事項の一つとされていたかと思いますが、今回の見直し案では提案がなされていません。引き続きの審議事項となっている可能性もありますので現段階においては「カッコ書き」の削除を要望します」ということで、説明させていただきますと、事務局のミスで、本部会で継続審議になっている項目と連動した部分が記載したままになっておりました。このため、今回削除の修正を行いたいものでございます。

次の20ページをお願いします。

「巨樹・古木（文化財未指定）の取扱い」でございます。町教育委員会との協議事項から「文化財未指定の巨樹・古木」を削除する改正を行いたいというものでしたが、「史跡」については、引き続き町教育委員会と協議することとしておりました。しかしながら、「史跡」というものが、正確には「文化財」の中に含まれることがわかりましたので、今回、「史跡」を削除する修正を行いたいというものでございます。

次の21ページをお願いします。

「手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化」でございます。改正の概要を申し上げますと、路外駐車場を設置又は変更する場合には条例に基づいて手続をしなければいけないと定められていますが、この路外駐車場の定義がよくわからないということから、定義をより具体的にしたいというものでございます。そうした中、今回の修正箇所ですが、「駐車場法に規定する路外駐車場」を削っております。なぜかと申しますと、駐車場法に規定する路外駐車場は、500㎡以上のものが該当しますので、「駐車場の面積が300㎡以上のもの」で、駐車場法の路外駐車場もカバーできるためです。

事務局といたしましては、中身のある修正を行ったところについては、前回同様に採決をお願いしたいと考えております。今、説明申し上げたところで、中身のある修正でございますが、9ページ・10ページの「建築物の屋根の勾配」、15ページの「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」、21ページの「手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化」でございます。こちらに関しては改めて採決をお願いしたいと考えております。

一方、先ほどご説明した中で、採決を取らなくてもいいのではないかと事務局として考えている項目は、13ページ・14ページの「集合住宅等の定義の明確化（分譲ホテルの取扱い）」、20ページの「巨樹・古木（文化財未指定）の取扱い」でございます。こちらに関しては、趣旨ではなく、文言の一部修正だと理解しておりますので、改めての採決は不要だと考えております。

ご説明した項目以外についても、改めて採決をお願いしたい事項がございますので、説明させていただきます。『参考資料』の20ページで、左の列の75以降をご覧ください。「宿泊施設における営業者や従業員（使用人等）の駐在」に関するご意見です。簡単にどういう改正概要か申し上げますと、宿泊施設に人を宿泊させている間は、当該施設内に営業者等を駐在させるよう改正したいというものでございます。それに関するご意見がパブリックコメントで多数寄せられたというところでございます。それが今申し上げました75以降のところでございます。簡単にどのようなご意見があったかご紹介させていただきます。「この改正が行われれば、1歩間違えれば大変な損害を与え、訴訟による損害賠償請求が多発するおそれがある。簡易宿舎や、ホテル、集合住宅などの規制を行えば人口減に拍車がかかる。土地の価値が下がって、固定資産税に頼る町の予算は減少の一途をたどる。法の趣旨を無視した独自の上乗せ規制であり、

認めることはできない。昨今の人手不足で、宿泊施設の無人化が進められている中で、技術的に緊急通報とか遠隔監視が整備されている現代において過剰な規制ではないか。全国的な空き家問題に対応するものとして、こうした民泊・簡易宿所については非常に有効な手段なので、このような規制が行われればそうした対策ができなくなる。憲法に定められた職業選択の自由に対する過度な制約である。国の宿泊施設における感染症対策ガイドラインで定められている、対面を最小限にしたチェックイン方式を推奨するというような内容にも矛盾しているのではないか。」というようなご意見が多数ありましたので、今回改めて採決をお願いしたいと考えております。ただ、こちらに関しては、従前通りの改正案をお願いをしたいと事務局としては考えております。

最後になりますが、ただいまの「宿泊施設における営業者や従業員（使用人等）の駐在」に関するものを加えた4つの項目以外についても、委員の皆様からパブリックコメント等での意見を踏まえて、改めて採決を取った方がいいのではないかという項目があれば表明をお願いしたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

非常に的確なご説明頂戴しました。

採決を取りたい項目が4点あります。「建築物の屋根の勾配」、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」、「宿泊施設における営業者や従業員（使用人等）の駐在」、「手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化」ですが、この4点を中心にご意見を頂戴して採決を取って、十分議論ができないところは次回にしてもいいんですが、できるだけ少しでも前に進めたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

まず、「建築物の屋根の勾配」について、ご意見・ご質問があれば伺って、その後採決を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【S委員】（●●●●●●●●●●）

この項目の趣旨には賛成の立場ですが、今回の改定案では、単純に「敷地外から」とされております。この点に関してコメントを申し上げますが、「敷地外」だけにすると、どこの場所から見た姿なのかわからないということで、町担当者の方が困るのではないのでしょうか。例えば、隣の建物や向かいの建物の屋上から屋根の勾配を

視認できるなどと言われかねない面もあるかもしれませんので、町を行き来する人々から見て、傾斜があることを視認させたいということですから、例えば、敷地の接する道路の反対側の任意の位置上の高さ1.5メートルなどの位置から見て屋根の勾配が視認できるとか、こういった具体的な考え方をもう少しされた方がいいんじゃないかと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

町の担当者が迷うと思いますよね。おっしゃる通りですよ。

【事務局B】（●●●●●●●●）

今の内容についてお答えさせていただきます。

おっしゃられた通り、道路の反対側から視認できるようにというようなことも検討しましたが、やはり敷地形状はさまざまございまして、また接道要件についても非常に多彩でございます。単純に、道路に対して長い面が接している土地だけでなく、道路に一部だけ接しているような土地もありますので、あまり具体的に書きすぎてしまいますと、現実的に家が建たないような状況も起こりうると思っています。ですので、本来の改正の趣旨は、全ての屋根が中庭に流れていってしまって、一切外部から勾配が視認できないということを防ぐことを目的としたものでございますので、やはりここは、少し抽象的な表現になるかもしれませんが、敷地の外部から視認できるというような文言にさせていただきたいと思っております。また、実際に指導する側からしても、そちらの方が的確に指導はできるのではないかと考えています。

【部会長】（●●●●●●●●）

基準らしいものを作って、それで応用できるようにしたいということかと思えます。事務局としては、個別の案件ごとに違うものなので厳格にするのは大変だということかと思えます。少し考えてみます。

他になにかご意見ございしましょうか。【B委員】（●●●●●●●●●●）は何かご意見ありますでしょうか。

→なしの反応

【部会長】（●●●●●●●●）

【S 委員】（●●●●●●●●）のご意見も踏まえて、事務局は、少し文言を考えましょう。基本的にはこれで反対ではないってことです。あまり揉めないようにしたいというところでもよろしいでしょうか。採決は取った方がいいでしょうか。

【L 委員】（●●●●●●●●）

それは、文言を変えたもので採決を取るのか、この文言で採決を取るのかで、だいぶ変わってくると思います。その点はっきりさせてください。

【部会長】（●●●●●●●●）

【S 委員】（●●●●●●●●）のご心配もあるものですから、何らかの形でルール作りはしますけども、要綱自体はこれでやりたいと思います。職員を除いて3分の2以上という要件がありますから、職員以外の方で、賛成の方は、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

→18人賛成

【部会長】（●●●●●●●●）

18人のご賛成をいただきました。

【事務局B】（●●●●●●●●）

説明してもよろしいでしょうか。

前回も、職員を除いて委員の3分の2以上の賛成があれば賛成多数という判断をさせていただきましたが、欠席した方の賛否も含めて3分の2以上ということで、前回の部会で決めましたので、今回もそのようにさせていただきたいと思います。ですので、欠席委員も含めて、16名を超えれば3分の2以上となりますので、この場において、16名以上の賛成があれば、欠席委員を含めても3分の2以上となりますので、よろしくお願いします。

【部会長】（●●●●●●●●）

次の「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」について、委員の皆様からご意見・ご質問を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

【L 委員】（●●●●●●●●）

パブリックコメントを拝見しまして、全体の26パーセントがここに集中してしまして、住民の皆さんの関心も非常に高いなと思いました。34件中30個ぐらいが改正に反対というような意見だったので。副町長にお伺いしたいんですが、集合住宅の一戸当たりの敷地面積なので、建物の中のことだと思っていますが、建物の中のことを細かく規制することで、自然の保護とどう結びついているのかということと、厳しい規制にすると、若い世代ですとか、住む人が限られてくるのではないかと思いますので、どんな町づくりをこれからしていくのかという点で、非常に重要だと思っておりますので、その点についてご意見いただければと思います。

【副町長】（小林 信嗣 副町長）

1つ目は、戸当たりの敷地面積を「600㎡」から「1,000㎡」にすることによって、自然保護にどのように繋がるのかっていう話と、あともう1つが、今後のまちづくりを含めてどのような町にしていきたいのかという話の2点あったと思います。1点目の方は技術的なものもありますので、2点目の方から回答させていただきたいと思います。今回、パブリックコメントでも、特に若い世代とか、教育の関係で移住できない、移住を希望されている方とか、そういった方が住めなくなる可能性があるというご意見をいただいております。我々の当初案は、9戸以下も含めて「1,000㎡」というようにしてましたが、庁内でもいろんな議論等がありまして、働く人たちのアパートとかそのようなものが足りないですとか、あるいはファミリー向けのあまり高くない家賃、そういったところの価格帯の住居が足りないのではないかっていう、そういう話もありまして、そこのところは課題意識として町としても持っておりますので、今回パブリックコメントでの意見等も踏まえさせていただいて、9戸以下については、従前通り「600㎡」ということで今回修正案として出させていただきました。もう一点については、背景とかそのようなものについては、事務局から申し上げさせていただきます。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

私から説明させていただきます。

『資料1』15ページの表が非常に分かりにくくて大変申し訳ないですが、これは、1戸の部屋が「600㎡」や「1,000㎡」であるというような考え方ではなくて、土地の大きさに応じて何戸の集合住宅が建てられるかという考え方になります。例えば、保養地域を例に

挙げさせていただきますと、「600㎡」という土地があって1戸の集合住宅が建てられます。「1,200㎡」の土地があって2戸の集合住宅が建てられます。このように、土地の大きさに応じて何戸の集合住宅が建てられるのかというのが、この基準によって変わってきます。今回、改正をすることによって、例えば今まで一棟10戸の集合住宅が建てられましたが、一棟5戸とか4戸とかに抑えられるようになりますので、基本的には建物の大きさもコンパクトになっていくと考えています。こうしたことから、自然景観的な観点から見ても、非常に効果のある改正ではないかと考えています。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

ただ、供給数はやはり減るということは事実だと思いますので、【副町長】（小林 信嗣 副町長）がおっしゃったことと矛盾するのではないかなと思います。で、居住地域と集落形成地域についても、規制としては厳しくなっていますので、町全体として供給数を減らすことに繋がっていきますので、やはり継続審議ないしは改正しないという形が望ましいのではないかなと思います。私は、教育委員の立場として参加させていただいていますが、教育委員会でもオープンドアスクールという形で学びの多様化学校の開設をやっていきます。そういう風に、学びの多様化学校、不登校の子どもたちが来れるような学校を開設するということは、そこを目指していろんな方たち、若い世代たちが引っ越してくるということもあるのかなと思いますので、供給数がこれから大事になってきますし、働き手を探すにも、住宅の供給数、住めるところをちゃんと確保することと自然保護は両立しなければなりませんけれども、生活を守るという視点では、このように厳しくする改正は避けた方がいいのではないかなと思います。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

パブリックコメントですが、129件の意見があったのですが、そのうち34件が「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」についてです。その34件のうち、反対の意見が26件ですから、かなり多くの方が改正に抵抗を持ってらっしゃるのかなと思ったんです。さらに、その26件のうちの21件が、「反対」という言葉が明確に用いられていて、文の最後で結論としてビシッと書いてあるという特色があるかなと思いました。やはり、ここの部分が目を引きました。それから、気になった言葉遣いとして、「富裕層」、「財産権」、「教育移住」

とかそういう表現があって、「反対」は21件、「富裕層」は8件、「財産権」は5件、「教育移住」は4件、「毀損」が4件です。これらの言葉ですが、日常というよりも、不動産や建築などの専門的業界で使われることが多いと思っていて、私の印象としては、個別の住民が思ったことを書いてというよりも、何らかの共有があって、組織的な、共通のグループの人で投稿されたのかなと見ています。もちろん、利害を持つ方々が意見を表明することは当然認められていると思いますが、今回のパブリックコメントでは「反対」という言葉が異様に多いので、町の方向性を左右する大事なことなので、慎重に考えてもいいのではないかと思います。数の勝負ではなくて、質とか多様性から見てもいいのではないかと思います。また、この改正案は、町長宣言にもありましたけれども、今打たなければ間に合わない、そういった本当に急がなきゃならないという危機感に基づくものですので、継続審議に進む必要はないと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。今は情報社会ですから、SNSで、一定の組織的な意見が出ると、それがバーと流れる。

他に何かご意見がありますでしょうか。

【I 委員】（●●●●●●●●●●）

若い世代が住めるアパート不足については、同感ですが、例えば9戸のアパートが3棟あって、27戸と考えるのか、それとも9戸の基準が適用されるのかわからないです。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

表に総戸数という表現がございます。ですので、基本的には分棟をされていても、全ての棟を含めた戸数で基準を見ていただくようになります。ただ、分棟されている場合でも、施工や工事の時期とか、そういったものが違ったりする場合もございます。そうした場合は、どの程度元々あった事業と関連があるのかなどで、総戸数で見るのか、一棟ずつで見るのか、判断していきます。

【S 委員】（●●●●●●●●●●）

先ほど、事務局から説明がありました「1,000㎡」ですが、もともと保養地域の別荘地の土地は1,000㎡以上とする原則があります。もちろんそれよりも小さな土地も、昭和47年以前や居住地区などで

はあるわけですが、やはり1,000㎡が自然保護対策要綱のベースだと思います。そこについては、認識を共通化していかないといけないと思います。それから、私たちが見てきておりますのが、例えば保養地区においても、巨大な集合住宅が保養所の名のもとに建築許可がされています。保養所で社員向けのものとの認識だったのですが、その利用実態を聞いてみると、会員制の下で社員でない人が利用しているとの実態を最近耳にしました。やはり注視しておかないといけない気がします。それから、町長宣言にもありましたように、特別用途地区や風致地区、文化財保護法などのさまざまな枠組みを使って厳しい基準にする一方で、住宅を供給すべきニーズに合った形で、居住地域を中心に、ニーズをカバーできるようにするなどの議論がこれからされていくのだらうと思っています。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

保養地域ですが、町だと第一種低層住居専用地域と無指定地域が含まれると思いますが、この2つを含めると、浅間山の麓のようなところを除くと、建物が建てられるかなりの面積になるのではないかと理解しています。3割とか4割とか、具体的な数字が見えませんが、そうしたことから、かなり厳しい制限なのと、自然を守るのは大事ですが、生活するところがなくなってくると、町としては活気がなくなってくる。高齢者ばかり住んでいてもしょうがないわけですから。もっと若い人たちがちゃんと住めるような町にすることが非常に重要になると思います。保養地域の数字がもしわかれば教えてください。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

保養地域の面積ですが、今すぐには出てこないです。統計資料などに出ていた記憶があるんですが。追って、皆さんに報告はさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【D 委員】（●●●●●●●●●●）

都市計画区域の中の割合ですが、第一種低層住居専用地域が5,025haで32.2パーセント、第1種住居地域が1,159haで7.2パーセント、近隣商業地域が104haで0.66パーセント、無指定地域が2,013haで12.9パーセントです。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

情報提供、ありがとうございました。

その他ございますか。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

今数字も出ましたが、やはりかなりの割合だなと思いました。そこに対してこのような厳しい規制をかけることについては、慎重審議をお願いしたいと思いますので、採決というよりも、継続的にここについては審議されてはどうかと思います。

【A 委員】（●●●●●●●●●●）

面積も大切だと思いますが、私が住んでいる近所には大変空き家が多いんです。廃屋になっていて、野生動物が侵入する可能性もあって、そういうところが別荘地にもあると思うので、そういうものは有効に活用して、新規移住者がスムーズに使えるような仕組みを町で作らなくてはいけないと思っています。ただ、面積だけで移住ができるとかできないとかじゃなくて、今あるものをもっと有効に使うことで移住者にも便宜を図って、若い人が移住できるような政策を取ればいいので、やはり別荘を建てる時にはある程度の面積をきちんと保証して建てるべきだと私はと思っています。ですから、基本的にこの項目には賛成です。移住者促進は、もっと別な方策で子育て支援も含めてやるべきで、やはり基本的な都市計画としての面積規制は必要ではないかと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。継続審議にするか、ここで採決を取るか、ご意見を頂戴したいと思いますが、採決を取ってもいいというご意見があれば、挙手をお願いします。採決にご賛成の方は手を挙げていただければと思います。

一旦、休憩します。

【事務局 A】（●●●●●●●●●●）

ただいま、部会長の方で採決をしようということで挙手を取らせていただいたんですが、ご説明が足りておりませんでしたので、まず、この件につきまして採決を取るかどうかを、今日ご出席の町職員を除いた委員の皆様から、採決を取るについての決を取らせていただきたいと思いますので、それを踏まえて挙手をお願いします。

部会長を除きまして本日の出席委員が20名になりますので、これ
でまず採決を取るかどうか過半数による採決を部会長お願いします。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

採決について、町職員を除くことは以前決められたと思いますが、
進め方に対する採決について、町の職員を除くとどこかに明記され
ていますか。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

特に明記はございませんので、今のご意見は、ここに出席の者全
てで採決するということでよろしいでしょうか。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

規則に則って決議をしていかないと無効になったりするのでは
ないかと思っています。なので、なぜ町職員を除くのか、なぜ過半
数なのかについても、規則に則って進められた方がいいのではない
かと思っています。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

事務局の方で今、ルールを探しています。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

お待たせしました。

本部会は、自然保護審議会条例を準用する部会になりますので、
出席委員の2分の1以上ということになります。ですので、もし採
決を取るとなると町職員も含めた2分の1以上となりますが、町職
員は庁内委員会等で方向性がある程度決まっているところで、どち
らかというと事務局に左右されてしまうかなと思っていますので、ど
ちらかというと事務局に左右されてしまうかなと思っていますので、あ
えて町職員は除くことにしておりますが、それを踏まえて、町職員
を入れて採決でよろしいでしょうか。

【S 委員】（●●●●●●●●●●）

町職員の方は専門家でおられるわけですが、いわゆる専門委員と
は別の町側の立場でおられて、投票権のないオブザーバー的な立場
ではないかと思っています。進め方についても同じだと思います。

【J 委員】（●●●●●●●●）

賛成です。

【部会長】（●●●●●●●●）

【C 委員】（●●●●●●●●） なにかご意見ありますでしょうか。

【C 委員】（●●●●●●●●）

自宅の14、15メートル以内に3件あります。朝の5時まで大騒ぎです。何度か忠告した。最近では、警察を呼びました。役所に聞いたら、警察をすぐ呼んでくださいと。以上です。

【部会長】（●●●●●●●●）

よろしいでしょうか。採決を取りたいと思いますが、提案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

→19 人賛成

【部会長】（●●●●●●●●）

19人の賛成ですから、これは採用ということになりました。ありがとうございます。

次は、「手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化」ですが、ご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

【M 委員】（●●●●●●●●）

意見というか質問ですが、この規制については、面積の問題だけに限られていると思うんですけども、路外駐車場の運営管理に関するような規制・制限は考えられないでしょうか。昨今の連休中の路外駐車場の駐車待ちの列ができて、大渋滞が起こって、警察の対応にも限界があって、今後のことを考えると、営業許可を取消すぐらいの取決めがあった方がいいんじゃないかと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございます。とりあえず、今回の提案は路外駐車場の定義ですから、ご意見を踏まえて、今後の検討かと思います。

では、「手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化」につ

いて、賛成の方は、挙手をお願いしたいと思います。

→20人賛成

【部会長】（●●●●●●●●●●）

20人ですので、賛成多数ということで、ありがとうございました。

次ですが、パブリックコメントの意見を踏まて、改めて採決を取った方がいいのではないか、というようなご意見もあると思います。そのように、再度採決を取った方がいいという項目があれば、ぜひ理由とともにご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【P委員】（●●●●●●●●●●）

採決をとった方がいいのではというような意見ではないですが、技術的な話で伺いたいことがあります。『資料1』の18ページ、「事業地内の保護すべき希少野生動植物等の定義」ですが、県の希少野生動植物保護条例を引用していただいています。第2条1項は希少野生動植物の定義で、こういうものが希少野生動植物ですよと言っているんですけども、具体的な種類、例えばメダカとかそういったものを県として定めているものではありません。県のホームページによれば、長野県版レッドデータブックに載っているようなものが主なものだということに記載しているところです。そういう中で、実際これを運用していく時に、具体的な種類が載ってなくてもよいのかどうか。具体的な種を載せるのであれば、県条例の第2条2項のところに、指定希少野生動植物の定義があって、80種ぐらいが定められているので、それで限定できるようになっていますが、そうではなくて、第2条第1項を引用しているということでお考えを伺えればと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

すみません、準備ができていなかったようです。

【P委員】（●●●●●●●●●●）

町のご意見は、県条例の第2条第2項よりも少し幅広くした方がいいというご趣旨ですか。例えば、メダカとか具体的なものを対象にしたいということであれば、そこではなくて、第2条2項により具体的に種類を定めているところがあるので、そちらの方が明確じゃないかと。このままでは、何が希少野生動植物なのかを県とし

ては明確にしているわけではないので。条例上に希少野生動植物があるわけではなくて、その中に、届出が必要だとか対処を禁止するものとして、希少野生動植物とか特別指定希少野生動植物っていうものがあるんですけれども、そういったものを条例で定めているっていう形の組み立てになっています。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

県条例の第 2 条第 2 項にすると、県のレッドデータブックの中でもさらに希少なものに絞り込まれるということですか。

【P 委員】（●●●●●●●●）

そうですね。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

今のお話を整理させていただきますと、県条例の第 2 条第 1 項に、希少野生動植物が少し広い範囲で規定されていて、第 2 項では、口頭で申し上げますと、「希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があるものとして知事が指定したもの」が規定されています。それが今おっしゃった 80 種っていうことになるかなと思うんですが、第 2 項はより絞り込んだものということになります。町といたしましては、県のレッドデータブックに載っている希少種もそうですし、町が策定を進めているレッドデータブックにおいて希少種と認定されたものについても保護していきたいので、第 2 条 2 項のように絞り込んだ種というよりは、少し範囲を広げていきたいと考えていますので、あえて第 2 条第 1 項にしているというところです。

【P 委員】（●●●●●●●●）

これを利用すると、多分具体的な種というのは、県のホームページに書いてあると思うんですけれども、レッドデータブックは主なものだって言っているんで、それ以外の希少野生動植物も存在するけど、県としては指定しないということだと思うんですけれども、具体的に種は明確でなくて、曖昧なところがあってもいいという考え方でよろしいでしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

はい。おそらく、その 80 種以外にも、町がこれから作成するレッドデータブックに載るような種を全て載せるとなると要綱や要領

がとんでもないページ数になってしまいます。「別に定める」にしても、わざわざレッドデータブックに載っているものを別の形で名前をそのまま羅列するようにまとめることにあまり意味がないと思いますので、ここで規定をしている希少性動植物が何かということをしつかりと町として認識をして、それが県のレッドデータブックであり、今後策定する町のレッドデータブックに掲載する種であるということを理解した上で、それを皆さんに周知していけばいいと思っています。

【P 委員】（●●●●●●●●）

わかりました。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

【S 委員】（●●●●●●●●）

1 点だけ教えていただきたいんですが、今日採決の対象になっていない「貸自転車業を営む者の届出等」の関係ですが、今までの部会では反対なしだったと記憶しています。ただ、貸自転車業が登録対象から外れてよいのか。貸自転車業が増えている中で大丈夫でしょうか。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

貸自転車業に関する規定は、古い規定です。今は、町の手続条例がございまして、そうした営業をされる場合は、必ず条例に基づいて手続が必要になりますので、その手続の中で、しっかりと指導をしていけばいいと思っています。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。

続きまして、「自然保護対策要綱等の改正」について、説明をお願いしたいと思います。

(2) 自然保護対策要綱等の改正について

【事務局 B】（●●●●●●●●）

『資料 2－1』から『資料 2－4』まででございまして、新旧対照表というものでございます。事前にお配りしていますので、詳しい説明は、割愛させていただきたいと思います。内容について簡単に説明いたしますが、右側が改正前で、左側が改正後になります。『資料 1』の改正の概要を法規の文言に則って組み込んだものが赤字になっている部分となります。また、今回、改正の概要以外のものについても、趣旨は一切変更せず、法規的に、こうした文言の方が適切だろうとか、より分かりやすいだろうといったところについての改正も含んでいます。

【部会長】（●●●●●●●●）

よろしいでしょうか。若干、技術的な問題のようですが、何かご意見があれば。

→一同なし

【部会長】（●●●●●●●●）

ないようですので、採決をとりたいと思います。賛成の意見の人は、挙手をお願いします。

→18人賛成

【部会長】（●●●●●●●●）

18人ですので採用になったということで、ありがとうございます。

次は「自然保護対策要綱等の施行期日」についてです。若干技術的な問題ですが、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(3) 自然保護対策要綱等の施行期日について

【事務局 B】（●●●●●●●●）

『資料 3』になります。改正の概要についての施行日を示したものになります。この施行日について説明したいと思います。まず、改正を行う公布・告示を 8 月に行う予定です。この公布・告示ですが、それによって効力が発動するのではなく、公にこのように改正しますよというようにその内容を周知するのが公布・告示であります。それとは別に、施行というものが、改正後の基準がいつ適用になるのかを示しているものでございます。表についてご説明します。

真ん中の列でございますが、告示又は公布の日ということで、先ほど申し上げたとおり8月を予定しております。そして、同日に施行するものとして、同じ列に丸で示しています。さらに右に行きますと、施行日が少し変わりまして、今年の10月1日の施行、さらに右に行くと今年の12月1日の施行、さらに右に行くと来年の4月1日の施行、さらに右に行くと来年の10月1日の施行、さらに右に行くと令和9年の4月1日の施行というように施行日を分けたいと考えています。その理由といたしましては、やはり住民の方、事業者の方にかなり影響のあるものについては、公布・告示と同日施行にしまうと、かなり混乱が生じますので、非常に影響のある項目については十分な周知期間を設けて施行していきたいというものでございます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

技術的な問題ですけれども、事案に応じて周知期間をおいたようですが、よろしいでしょうか。

【S委員】（●●●●●●●●●●）

これを見させていただいた時に、町長の宣言との関連性で、非常に複雑な施行日程かという印象があります。2つか3つぐらいの施行タイミングにまとめられたらいかがですか。これだと複雑で町長の宣言がいつどこで施行されているのか、それから、ここに入らない光害の問題等、次の改定部分の施行があると思います。それが重なってきたら、もうぐちゃぐちゃになってしまう感じがしますので、ご検討いただければと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

確かに、おっしゃる通り、18項目で施行日が複雑ですね。町とすると事案ごとに周知徹底して、準備をしてもらおうという配慮なんだろうけれども。ちょっと細かいな、そんな感じですよ。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

確かにおっしゃる通り、非常に細かく分かれています。ご意見、ごもっともかと思います。ただ一方、なぜこのように細かくしたのかの理由を申し上げますと、きめ細やかに、それぞれの項目を周知・対応していきたいという思いがあって、このように細分化をしてしまったということでございます。

【部会長】（●●●●●●●●）

事務局の気持ちを汲んでいただければ。

【M委員】（●●●●●●●●）

色々町のご事情はあるんでしょうけども、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」の周知期間が異常に長いのは、今までの議論を踏まえても、これでいいのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●）

確かにそのようなところあるかと思います。ただ、現在進行形で事業が進んでいるという話も窓口で聞いたりしています。そのような中で、本当に早くやりたいという気持ちもありながら、現実的に事業が進んでいるものもございますので、しっかりとバランスを取って、我々としてもこれを運用していくにあたって十分な周知期間を設けなければいけないという思いもありますので、その中で出てきた期間だというようにご理解いただければと思っています。

【M委員】（●●●●●●●●）

そうすると駆け込みも良しとするということですか。

【事務局B】（●●●●●●●●）

よしとするというのではなく、法規的な考えの中ではそのようなことも現実的に起きることはやむを得ないと考えています。住民の方や事業者の方に対する影響力を下げるというやり方ではあるので、そのようなことも実際起こってくるのかなとは思っております。

【部会長】（●●●●●●●●）

結構反対する意見もあったものですから、そういう意見も考慮して少し延ばしたいということだと思います。

【M委員】（●●●●●●●●）

要するに駆け込みでなんとかしてしまおうというのが多分あると思うんです。本来の趣旨を理解せずに、そういう方たちに対してどう対応するのかというのは、町としても考えていただければと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。

【S 委員】（●●●●●●●●）

今の話と関係あるんですが、私どもが聞いている情報では、要綱の改定がある前に早くやっつけてしまおうという不動産業者の動きが活発化しているとの報告があります。それから、ある業者は要綱のループホールをまとめたものを英語にし、中国等の海外投資家に販売しているといったことを聴取してきています。パブリックコメントの中にもそれらしいコメントがありましたが、それを最近も聞いております。今までのフェーズではない感じで捉えておりますので、特にタイミング的なことはよく考えて、町長の宣言の実効性がすぐ出てくるように施行タイミングを計画した方がいいかと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

よく聞きますよね。外国人は儲かることしか頭にないものですから、そういう人もたくさんいると思います。

【L 委員】（●●●●●●●●）

このような場で、国籍がどうのこうのという発言は、僕は非常に不適切だと思います。日本人だからとか何人だからというのは非常に差別的で、非常に残念です。今おっしゃっていましたが、取り消していただきたいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

多分、【S 委員】（●●●●●●●●）は、そうした人が多いというだけの話でしょうから。

【S 委員】（●●●●●●●●）

この部会での重要と考えられる情報をお伝えしているわけで、それを「差別的な発言」などとするのは全く違うことであると考えます。こうした情報も共有することが重要だと考えています。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。【L 委員】（●●●●●●●●）の意見も非常に貴重なご意見です。

「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」を除いて、意見を聞きたいと思います。その後、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」について採決を取りたいと思います。その方が多分正確に民意が反映されるのかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

では、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」を除いて、町の提案に賛成される方、挙手をお願いしたいと思います。

→15人賛成

【部会長】（●●●●●●●●●●）

15名のようなので、欠席者に確認してどうするかを決めたいと思います。では、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」の施行日について、遅いなどのご意見がありましたが、町の提案に賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」については、先ほどの採決で15名だったので、欠席委員の方からの賛否を確認してからでないと審議できないと思います。ですので、ここで決を取るのは手続上おかしいのではないのでしょうか。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

今、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」を除いて採決を取らせていただきました。賛成の方が15人ですので、欠席された委員の方に早急に賛成か反対かの採決を取らせていただきます。本日冒頭に申し上げたように、16人の賛成があれば、施行期日はこの通りに進めていくということにさせていただきますし、仮に16に満たないで欠席委員が全て反対ということになれば、施行期日について、部会の皆様に改めてご相談しないといけませんので、差戻しになると思います。「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」については、町提案で示したものでいいのか、あるいはもっと早めの施行がいいのか、あるいはもう少し周知期間を持つべきではないのかという3つの意見に分かれてくると思いますので、その採決を取ることになるかと思っています。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

私は、先ほど反対したんですが、反対の場合は施行日を遅らせる

となるわけですね。そうすると手を上げようがないので、まずは欠席委員の方にこの項目の決を取って、それに基づいて施行日について決をとるというように、2回に分けないと手続きがしっかり取れないのではないかと思います。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

私の理解不足もございまして、「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」については、欠席委員からも決を取らなければいけないので、その上で、それを踏まえて、書面で決を取らせていただきたいと思いますので、この場では賛成、反対についての採決は取らないということでご理解いただければと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」については決をとらずに行きたいと思います。

次は、「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」についてですが、以前賛成多数になっていましたが、若干内容の修正があったものですから、説明を申し上げたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(4) 「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」について

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

前回の部会で、欠席委員の賛否を含め、全委員の3分の2以上の賛成が得られました。ですので、本来であればこのまま改正の手続に入る予定でございましたが、内容に一部修正がございましたので、改めて採決を取りたいと考えております。その内容について、【⑩委員】（●●●●●●●●●●）から説明がありますので、お願いいたします。

【⑩委員】（●●●●●●●●●●）

説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

私からは、3項目に分けまして5点ほど追加の説明をさせていただきます。1項目でございしますが、今回の改正の目的になります。前回も申し上げましたが、今回の改正の目的は、県の基準、それから浄化槽法に記載されている内容との整合になります。続いて、2項目ですが、前回の部会でいただいた意見について、若干説明をさ

させていただきます。まず1点目ですが、前回、軽井沢町の法定検査率の低さに対してのご意見をいただいております。法定検査というものは水質検査になり、その受検率の低さが皆様のご心配の種だろうと思いますが、今回の改正の趣旨と直結しているものではございません。ただ、町としても、今、法定検査の受検率向上のために色々な方策を検討しておりますので、そういったところをご理解いただければと思います。それから2点目ですが、地下浸透の方が有利なのではないかというようなご意見もいただいております。その点につきましては、先ほど申し上げました法定検査の受検率の低さといったところから読み解きますと、適正な管理が行われず、処理水がそのまま地下浸透されますと地下水の汚染に繋がります。そういった場合は余計、環境への悪化が懸念されるということも踏まえて、今回の改正、河川放流になりますと、他者の目に触れるということもございますので、より監視の目がきつくなるということも踏まえて、1つの判断材料にさせていただきたいと思います。3項目は、その他ですが、河川放流にしますと、地下浸透に必要なトレンチが不要になりますので、住宅建設の際には若干費用の節減が図られるということがあります。それから2点目ですが、現在の状況をお伝えさせていただきます。町内には河川が少ないので、改正後も河川放流ができるということは想定しがたい状況です。ただし、今、移住者の方が住宅建設の際に、我々に届け出いただきますが、年に数件ほど、なぜ河川放流できないのかという問い合わせをいただいている状況です。そういったところも踏まえて、県の基準や浄化槽法に則った改正というのが必要なのではないかとというのが今回の改正の趣旨になります。最後ですが、町内で河川放流をしている箇所の写真をお持ちしましたので、ご覧いただければと思います。

すみません、処理水が非常に綺麗な状況で放流されている状況をご確認いただいて、こういう水なら放流して大丈夫だねというところをご覧いただきたかったんですが、写真が表示できず、残念です。説明については以上でございます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。

何かご質問あれば、お願いします。

【D委員】（●●●●●●●●●●）

今ご説明いただいたところですが、法定検査の受検率が低いということで、本来浄化しなければいけない汚水がしっかり浄化されないままになっている現状があると思うんです。その中で、整合性ということで、「当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で」を消してしまうことが本当によいのか。決める側として心もとないところがあります。ちゃんと浄化されていないのであれば、やはり地下であろうと河川であろうとも、それは流しちゃいけないわけで、それから、受検率の低さがまだ改善されていないのに、この文言だけを削っていいのか、受検率をちゃんと上げていく試みをしっかりされているのか確認したいです。

【⑩委員】（●●●●●●●●●●）

受検率の向上につきましては、来年度から実行できるような方策を今検討しています。それから、削除をする部分について説明をさせていただきます。浄化槽法等では合流同意というものは求められていません。ただし、河川の管理者が、例えば農業用水路であったり、失礼しました。まず大前提として、公共用水域というものが前提としてございます。常に水が流れていて、一般的にいわゆる河川というところが想定されています。こういったどこにも必要な場合というのは、先ほど申し上げました農業用水路、そういった受益者がいる場合には同意が必要だというように期待されています。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいでしょうか。

では、採決を取りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

→18人賛成

【部会長】（●●●●●●●●●●）

18人ですので、賛成多数となりました。

次に「照明の設置方法・配光」について、事務局をお願いします。

(5) 「照明の設置方法・配光」について

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

前回の部会の中で、頭出しをさせていただいた改正の概要になり

ます。そのときは意見交換を行いませんでした。今回はその内容についてご意見をいただくこととなりますが、その前に、担当の【①委員】（●●●●●●●●）より、改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【①委員】（●●●●●●●●）

それでは、お手元の『資料5』をお願いいたします。

照明の設置方法、配光についてでございますが、現状、要綱では、照明の基準は、誘が灯や街路照明の設置及び営業施設における照明に関してのみが規定されております。軽井沢ならではの野生動植物の保護及び生態系保全の観点から、夜間の照明に関する新たな基準として、自然保護対策要綱第4の1の(1)の2の部分の改正したいと考えております。内容としましては、野生動植物の保護のため、屋外で照明（屋内から屋外へ漏れ出る光及び広告や装飾等を目的とする発光物を含む）を設置する際は、要領に掲げる基準によることというような文章に変えさせていただきたいと考えております。下の方をご覧ください。取扱要領第2の2に新たに基準を設け、取扱要領における基準の目安等は解説等で補足説明をすることを想定しております。なお、数値的な基準については、それぞれの地区や敷地の状況、ケースがさまざまですので、町内において一律で決めるということが難しいということで、現時点では全体的なものを定めさせていただいて、他の自治体の事例を参考としながら、将来的には軽井沢にふさわしい明かりのガイドラインの作成という形で検討していけたらと考えております。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございます。新たに動植物の保護ということで、照明の規制をしようということのようです。ご意見・ご質問があればお願いします。

【D委員】（●●●●●●●●）

取扱要領の第2の2の基準の(3)ですが、「投光器、サーチライト、レーザーその他これらに類するものの使用は避けること」ということですが、これらに類するものではないものとして、具体的にどういったものを想定されているのか。例えば、街灯やダウンライトみたいなものやポーチを天井から照らすようなものなのか。そこら辺が少しわかりにくいなと思ったんですが。

【①委員】（●●●●●●●●）

道路を照らす街灯等については、当然こちらの方には含まれない。どちらかと言いますと、今回こちらで規制をかけたかったものは、敷地内の樹木を照らすライト、要は広告用のライトではなくて、自分たちの家の観賞用のように照らすものを想定していて、一般的な照明はこちらには含まれないというような考え方でおります。

【J委員】（●●●●●●●●）

【D委員】（●●●●●●●●●●）のご質問に対して、敷地内における樹木を照らすようなもの、これも含まれるということなんですけども、近年ずっとそうなんです、新しい別荘がうちの周りでも結構建っていて、そのほとんどが、今言われた照明が全部敷地の中にあるんです。新しい別荘のスタイル、樹木を照らすようなものが標準装備的な、それがもう当たり前のような、軽井沢の別荘はこうなんですということだから、うちの周りでもつい最近、キジとかリスがもう全然見られないような状況です。今答弁されたようなことで言うと、もうそれはできないということですよね。あと、(2)の「点灯時間は使用用途に応じ、不要な時間は消灯又は減灯すること」ですが、別荘の人がいなくなって1ヶ月も電気がつきっぱなしの状態がうちの近くでもあります。SDGsの関係から言ってもおかしいし、野生動植物の保護からいっても軽井沢の自然をさらに守っていくことからやっぱりもう1つ具体的な指導が欲しいなと思っております。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。さらに具体的な照明器具の例を入れた方がいいということですかね。しかし、どんどんと技術進歩でいろいろなものが出てくるものですから、どこかで限界があるんでしょうけども。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

(4)の誘が灯についてですが、必要最小限に留めて、寝るときには消した方がいいと思っておりますが、それを(2)で読むことができるかどうか、不安な気持ちがあります。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

多分町では基準を作るんでしょうけども、幅広い指導をする以上は、こういう抽象的な表現をせざるを得ないんだと思います。

【S 委員】（●●●●●●●●●●）

提案された条文のワーディングですが、長野県の良い生活環境の保全に関する条例第51条に光害のことが書かれていますが、その条文からすると少し緩いような印象があります。例えば、長野県は上向きに光を出さないや特定のものを照射するだけでなく、全体として最小限にするなどと書いています。今の軽井沢は、イルミネーションやライトアップが非常に増えており、暗闇の中の軽井沢というものが大きく変わってきていると思います。

【L 委員】（●●●●●●●●●●）

明るさは計測できるものなので、例えば、光源が3つあっても4つあっても10個あっても、測っていけば計測できます。なので、全体として決められた明るさ以上の場合は、指導なり罰則なりはできるのではないかと思います。もう少し厳しくする方向で進めていくべきではないかと感じました。

【M 委員】（●●●●●●●●●●）

この表現が曖昧なような気がしますので、光度にしろ、時間にしろ、避けるんじゃないくて、禁止なら禁止とはっきり謳った方がよろしいと思います。知り合いの方から、隣の家がものすごい照明で、9時過ぎても煌々としていて、文句を言ったら何が悪いんだって逆ギレされたっていうような話を聞いています。動植物ということもあるんでしょうけども、商業施設だけでなく、別荘地とか住宅地の中에서도こういう問題が起こっていることを認識して進めていただきたいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。具体的指導のお話もありましたが、将来の技術進歩とか色々あるものですから、町の方はこの程度で、やってみようかというところですかね。改正の内容について色々意見があるものですから、町の提案よりもさらに詳しいルールを作って、採決を図った方がよろしいでしょうかね。いかがでしょうか。

事務局としては、抽象的な表現でよいのか、ダメなら作り直すということで、採決をとりたいとのこと。

【A 委員】（●●●●●●●●）

質問ですが、駐車場などで人が通ったときに、ぱっとつくセンサーライトは、(3)のこれらに類するものに入るのでしょうか。ありとあらゆる方向にセンサーライトをつけている人がいて、非常に迷惑している友達があります。動物が通っても、ぱっとついて、すごく自然に対して悪い影響を与えてるんじゃないかと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

多分(3)に該当すると思いますが、これは将来の発展とか社会事情に応じて考えるしかないものですから。

【N 委員】（●●●●●●●●●●）

町内ではチンゲン菜やレタスなどを夜明け前から投光器を使用して出荷されている農家さんがいるんですが、そういう方がこの時間帯に使用できなくなってしまうと、出荷自体が難しくなってしまって、損害を被ることになってしまうおそれがありますので、次に掲げる場合は対象外とするのところに「農作業の場合」を入れていただけるとありがたいです。

【部会長】（●●●●●●●●）

多分(2)の「点灯時間は使用用途に応じ、不要な時間は消灯又は減灯すること」に入ると思います。

では、賛成の方は挙手をお願いします。

→0人賛成

【部会長】（●●●●●●●●）

賛成がないようですから、事務局は再度考えてください。

次は、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の一部改正」についてです。

(6) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の一部改正について

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

『資料6』をご覧ください。

町では、例えば集合住宅、ホテル、店舗の建築や分譲する場合などの行為を行う時に「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づく手続が必要となっております。その手続に関する条例について、今回改正をしたいという内容でございます。では、1番上の「改正の趣旨・背景」でございますが、軽井沢町では、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務付けています。しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、本条例の実行性を高めるため、公表規定の改正と罰則規定の新設を検討しています。

まず、公表規定の改正概要でございます。

現状は、町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その行為者の氏名、住所等を公表することができる規定がございます。その下に(1)から(3)までありますが、(1)事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき、(2)事前協議の書類に虚偽があったとき、(3)自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったときということで、この3つのどれかに該当したときは勧告をした上で、行為者の氏名や住所を公表することができるという風になっております。改正の検討案でございますが、その下です。公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者、工事施工者（請負工事の下請人を含む。）及び工事監理者に広げることを検討しています。

次の罰則規定の新設をご覧ください。

上記の(1)又は(2)に該当し、つまり事前着手と虚偽申請の話ですね。それに該当して、町長の勧告に従わない場合には必要な措置を講じるよう命じる規定、命令規定というものを新たに設けた上で、その命令に違反した者に対する罰則規定を設けるということを検討しております。罰則の内容でございますが、命令に違反した者に、拘禁刑又は罰金刑を科すや、行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科すというようなことを、現在検討しているところでございます。こちらに関しては、3分の2以上の賛成が得られれば、パブリックコメント等に進んでいきたいと考えております。

【部会長】（●●●●●●●●）

検討案でありますから、具体的にどの違反を拘禁刑、罰金にするかは決まっておらず、ただこういう方向で考えているという、その程度の話でございます。私は、法律家ですから、各地のこういう罰則規定を調べていますが、多いのが2年以下の拘禁刑や罰金です。どちらの方向に絞るかという問題もあるし、手続的に町長の指示に従わない場合にこういう罰則を科すとか、いろんな議論があると思いますけども、公表規定の改正と拘禁刑、罰金を科すという方向性についてご意見を頂戴したいという議論でございます。

こういう方向でよいかという点について採決を取りたいと思います。

【D委員】（●●●●●●●●）

立場的に条例は審査ができません。事前審査のようになってしまいますので、採決から外してほしいです。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。【D委員】（●●●●●●●●）は辞退となります。

【C委員】（●●●●●●●●）

この小さな町で、拘禁刑を科すとかとんでもない話です。もっと腰を折って話すとかそういうことが大前提だと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

では、こういう方向性で賛成の方は挙手をお願いします。

→16人賛成

【部会長】（●●●●●●●●）

16人ですので、この方向で検討したいと思います。

では、最後に、何かございますでしょうか。

(7) その他

【事務局B】（●●●●●●●●）

欠席委員に意思確認をする項目を除いてのお話になりますが、来月の自然保護審議会、そして町の法規審査委員会を経て、8月下旬に公布・告示を行う予定ですので、お含みおきください。なお、「貸自転車業を営む者の届出等」については、軽井沢町風俗審議会での審議を経た後に告示することを申し添えさせていただきます。

また、採決多数となった「合併処理浄化槽の処理水の処理方法」に関する事、そして先ほどの条例改正に関する事については、来月の自然保護審議会を経て、パブリックコメントを実施させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日3分の2以上の賛成が得られた項目についても、欠席委員に意思確認を実施しますのでよろしくお願いいたします。

前回の部会で、3分の2以上の賛成が得られなかった項目と事務局判断で一旦保留にさせていただいた項目、①大規模開発行為等における各区画の最低敷地面積、②宿泊施設における駐車場基準の緩和、③敷地内における樹木の世代更新、④夏期工事（騒音・振動）自粛期間の適切な運用については、引き続き、事務局において内容の検討をしておりますので案が固まり次第改めて皆様にお示しさせていただきます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

他になにかご意見はございますか。

【D委員】（●●●●●●●●●●）

先ほどの私の発言ですが、訂正させてください。用途地域の割合について、数字を申し上げたんですが、誤りがありましたので、ちゃんとした数字をお伝えしたいと思います。町域が156km²あるうちの、先ほどの数字は都市計画区域外も含んだ割合でして、都市計画区域外が46.8パーセント、近隣商業地域が0.66パーセント、住居地域が7.4パーセント、第一種低層住居専用地域が32.2パーセント、無指定地域が12.9パーセントということでありまして、都市計画区域外も含めた割合でしたので訂正します。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

他にないようでしたら、事務局にお返します。

【事務局 A】（●●●●●●●●）

部会長、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を終了いたします。

ありがとうございました。